

2005年度改正税法が成立

制度調査部

齋藤 純

2005年度税制改正の適用時期

【要約】

2005年度税制改正の関連法が国会で成立した。定率減税の減税率の引下げ、特定口座の見直し、人材投資促進税制の創設などが盛り込まれている。

改正税法は原則として2005年4月1日に施行されるが、項目によっては異なる適用時期が規定されている。本稿では、改正税法の成立を受け、主要な改正項目の適用時期を確認する。

2005年度税制改正を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立した。成立日は、所得税法等の一部を改正する法律が3月30日、地方税法等の一部を改正する法律が3月18日である。

改正税法に盛り込まれている主な改正項目は、以下の通りである¹。

< 2005年度税制改正のポイント >

定率減税の半減
特定口座内の上場株式等の無価値化に伴うみなし譲渡損の特例
金融先物取引の課税方法の見直し(申告分離課税)
エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例(1/2課税)の廃止
人材投資(教育訓練)促進税制の創設
有限責任事業組合契約(LLP)に関する課税上の取扱い
非居住者・外国法人の投資ファンドを通じた投資による利益に対する課税強化
住宅ローン減税等の対象への一定の耐震基準等に適合する中古住宅の追加
退職年金等積立金に係る特別法人税の課税凍結の延長
大幅な株式分割及びくり直しに伴う印紙税の特例の延長
約束手形CPの印紙税に係る軽減措置の廃止

[見送られた項目]

金融所得課税の一体化の推進
環境税の導入
酒税の抜本的見直し
自動車税の制限税率の引上げ(標準税率の1.2倍 1.5倍)

改正税法は、原則として2005年4月1日から施行されるが、項目によっては異なる適用時期が規定されている。以下では、2005年度税制改正のうち主要項目の適用時期を、一覧表にまとめる。

¹ 2005年度税制改正の内容に関しては、以下の制度調査部情報を参照。

- ・ 齋藤 純「2005年度税制改正大綱[個人関連] 定率減税は半減、タンス株は新制度に衣替え」2004年12月16日
- ・ 齋藤 純「2005年度税制改正大綱[法人関連] 人材投資促進税制を創設、国際課税を整備」2004年12月16日
- ・ 齋藤 純「人材投資促進税制の創設 2005年度税制改正の個別項目」2005年1月14日
- ・ 齋藤 純「新規公開特例の見直し 2005年度税制改正の個別項目」2005年2月28日
- ・ 齋藤 純「特定口座の機能強化 2005年度税制改正の個別項目」2005年3月29日

2005 年度税制改正の適用時期

	2005 年				2006 年				備考
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
所得税・個人住民税									
(1)定率減税の半減									
所得税分					→				2006 年以降の所得税(2006 年 1 月分の源泉徴収から)に適用
個人住民税分					(6月) →				2006 年度以降の個人住民税(2006 年 6 月分の特別徴収から)に適用
(2)65 歳以上の者に対する非課税措置の廃止(個人住民税)					→				2006 年度以降の個人住民税に適用。 2005 年 1 月 1 日時点で 65 歳に達している納税者については経過措置あり。
(3)短期就労者の退職に係る給与支払報告書の提出(個人住民税)					→				2006 年 1 月 1 日以後の退職者から適用
(4)有限責任事業組合契約から生じる損失の取扱い		(未定)							有限責任事業組合契約に関する法律(国会で審議中)の施行の日から適用
金融・証券税制									
(1)特定口座の見直し									
特定口座保管株式の無価値化に伴うみなし譲渡損の特例		→							2005 年 4 月 1 日以後に、特定口座で管理されている上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった一定の場合に適用
特定口座の取扱者への日本郵政公社の追加				→					2005 年 10 月 1 日以後に行う上場株式等の譲渡に適用
(2)金融先物取引の課税方法の見直し			→						2005 年 7 月 1 日以後に行う金融先物取引の差金等決済に適用
法人税制									
(1)人材投資(教育訓練)促進税制の創設		→							2005 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用
(2)法人事業税に係る分割基準の見直し		→							2005 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用